

平成20年7月1日公布の鳥取県規則第66号（鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

欄 左欄

行 8

誤 第41条の19の3の第1項

正 第41条の19の3第1項